

ぎふ

編集・発行

公益財団法人 岐阜県生活衛生営業指導センター

〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12 県シンクタンク庁舎3F
TEL 058-216-3670 FAX 058-274-8011
URL <https://www.seiei.or.jp/gifu/>



センターだより

2022年・冬

No. 81

ご挨拶

(公財)岐阜県生活衛生営業指導センター理事長
岐阜県生活衛生同業組合連合会長
(岐阜県料理生活衛生同業組合理事長)

平井 良樹



日頃は、行政当局を始めとする関係機関の皆様、各生活衛生同業組合並びに各企業の皆様には、当指導センターの事業推進に格別の御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に見舞われて、3年が経過しようとしています。先頃9月、WHOのテドロス事務局長は「パンデミックの終わりに向けては、かつてなく良い状況だ。まだ、その段階ではないが、兆しは見えてきている。」と収束の兆しについて前向きな見通しをされています。現状、第8波の感染の拡大が危惧され、コロナ感染の早期の収束は困難と思われませんが、一刻も早く抗ウイルス薬を使った治療法が確立され、コロナに感染しても対策できる社会の実現を望むものです。

さて、このコロナ禍の3年で社会全体が大きく変化し、あらゆる分野においてパラダイムシフトが起きていると思います。例えば、経営環境、働き方において、企業を中心に、従前ではあまり考えられなかったデジタル化によるテレワーク、オンライン会議が当たり前となり、コロナ前とは大きく変わっています。このことから、今後の時代の大きな流れの一つとして、社会全体のデジタル化がより一層加速されていくと考えられ、我々生衛業に携わるものとしても、この大きな潮流に敏感に対応していかなければなりません。今、生衛業者にとって、デジタル化は、好むと好まざるに関わらず避けて通れない事項ともいえます。

ここで、デジタル化のメリットは何かと一言でいえば、「生産性が向上する」ということだと思います。一方、生衛業者の多くは、零細な個人店であり、高齢化が進み、中には、コンピューターやインターネットなどの「ITを利用できない。使いこなしができない。」いわゆるデジタルデバインド状態の人や、デジタル化に抵抗を感じている人もいるかと思われます。

デジタル化は、時代の流れかと思いますが、ここで、忘れてはならない点は、生衛業の基本は、「お客様との対面でのアナログ的なサービスが重要」だということです。デジタル化の推進に当たっては、この点を踏まえて総合的に判断しながら進めていく必要があると考える次第です。

最後に、当指導センターとしましては、引き続き、感染予防対策の取り組みを図るとともに、情報の積極的な提供や、経営相談を始めとする生衛業者への幅広い相談窓口の開設など、今後とも公益法人としての社会的信用の確保に努めるとともに、行政当局を始め各団体・関係機関、各生衛組合の皆様への御協力をいただきながら生衛業界の発展に尽力していく所存でありますので、御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

ご挨拶

岐阜県知事 古田 肇



平素より本県の衛生行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
 このところの経済情勢を見ますと、個人消費は緩やかに持ち直しの動きがみられますが、今後も新型コロナウイルス感染症の拡大などに注視が必要な状況となっております。

また、今日の少子高齢化に伴う人手不足や後継者の育成、消費者ニーズの多様化への対応など、課題は複雑かつ多岐に亘っていることと存じます。

組合の皆様方には、このようなときこそ、地域に根ざした細やかなサービスをもって消費者の皆様からのより一層の信頼を得ていただくとともに、経営基盤のさらなる安定・強化を図っていただきたく存じます。

また、岐阜県生活衛生営業指導センターが実施する経営相談や講習会など各種事業を積極的にご活用いただき、今後も生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上にご尽力いただきますようお願い申し上げます。

本年も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による様々な影響を受けた年でございました。かつてない規模とスピードで感染拡大した「第7波」は、8月下旬をピークに1か月以上、減少傾向が続きましたが、10月中旬以降、新規陽性者が前週の同じ曜日を上回る日が続くなど、依然としてくすぶり続けています。

県としましては、「感染対策の徹底」と「社会経済活動の回復」の両立に向けて、「オール岐阜」で、全力で取り組み、岐阜県飲食店換気対策支援補助金、「ほっと一息、ぎふの旅」キャンペーン(全国旅行支援)、電子観光クーポン「ぎふ旅コイン」の実施など、感染状況に応じた社会経済活動の再開を目指しているところです。

事業者の皆様におかれましては、今後、人流が活発となる時期である年末年始を迎えるに当たり、引き続き適切な衛生管理に努めていただくとともに、各業種ごとに作成された「感染拡大予防ガイドライン」に基づき、感染症拡大防止対策を徹底していただきますようお願いいたします。

最後になりましたが、岐阜県生活衛生営業指導センター及び各生活衛生同業組合のますますのご発展と組合員の皆様方のご多幸とご健勝をお祈りして、あいさつとさせていただきます。

令和4年度 生活衛生功労者の表彰 栄えある受賞おめでとうございます(敬称略)

本年度の生活衛生功労者として、次の方が栄えある厚生労働大臣表彰及び全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰を受賞されました。

受賞されました皆さま方は、永年にわたり生活衛生同業組合の組織強化と生活衛生業界発展のために顕著な功績をあげられた方々であり、日頃のご研鑽に敬意を表し、心からお祝いを申し上げますとともに、今後とも益々のご健勝、ご活躍をお祈り申し上げます。

厚生労働大臣表彰(3名)

飲 食 各務原市 安積 保 食 肉 高山市 桐山 勇夫
 脂 商 恵那市 林 満

全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰(2名)

飲 食 岐阜市 藁谷 武 食 肉 大垣市 松岡 謙

岐阜県生活衛生営業指導センターから

経営特別相談員研修会の開催

経営特別相談員は、地域における生衛業の融資指導などに活躍していただいています。本年度はこの方々を対象として、研修会を9月21日(水)に岐阜市内(岐阜会場)で、11月15日(火)に下呂市内(下呂会場)の2か所で開催しました。研修内容は、次のとおりです。

【生産性向上ガイドラインマニュアルについて】

・ウイズコロナ、ポストコロナにおける生衛業の戦略的経営手法の展開

当指導センターの樋口事務局長から、主に次の3点を中心に説明を行いました。第1点、新型コロナウイルス感染症の正しい知識を身に付け、臨機応変にコロナ対策を実施し、経営に活かす。第2点、補助金・助成金を活用し、厳しい状況の中でピンチをチャンスに変える手立てを講じる。第3点、「生産性&効率アップ必勝マニュアル」、「生産性&効率アップ必勝ガイド」に基づいた戦略的な経営手法。特に、コロナ禍で著しいダメージを受けた社交飲食業を例にとり、アフターコロナを見据えて、生産性向上を図るための7つの経営ヒント(情報感度、顧客視点、アイデア、発信・周知、連携、デジタル化、攻めの姿勢)を提示し説明を行いました。

出席者からは、「コロナ感染予防についてよく理解した」、「本日の研修で得た知識を活かして自店舗の経営改善を行っていききたい」などの感想が寄せられました。

【最低賃金制度について】

・最低賃金制度・賃金引上げに向けた支援策

ぎふ働き方改革推進支援センター専門家高橋恵美子氏(岐阜会場)同専門家鶴飼隆郎氏(下呂会場)から、最低賃金の制度について、特に、最低賃金を上げることによって景気の上昇に繋がるとの説明を受けました。国においては、事業者へ賃金を上げてもらうために、業務改善助成金、事業再構築補助金、雇用調整助成金などの施策を講じているとのことで、これらの制度内容についての解説がありました。また、生産性向上を上げるためのヒントとして具体的事例の紹介がありました。全般的に、生衛業者にとって業務に役立ち、参考となる多くの点について講義をしていただきました。

【生衛業の収益力の向上について】

・生活衛生関係営業の生産性向上に向けた「店舗」強化について

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課 経営環境専門官 山口己智一氏から、「店舗をもっと活用して、生産性を向上させるにはどうすればよいか」という観点から①店舗の考え方、②店舗の全体像、③支援事例、の3点について講義をしていただきました。

①については、地方と市街地は、立地条件、顧客層、欲しいものが異なることを理解した上での、コンセプト(誰に、何を提供するか)と情報発信力(店が伝えたいことをタイミングよく即座に伝える、店の特徴、他店との違いなど)が重要である。②については、営業店舗の外部(ファサード、看板、駐車場等)と内部(動線、内装、設備、レイアウト、照明等)の考え方を整理する必要がある。③については、①、②を踏まえて、新規顧客の獲得には、店舗の外観が目を引き、興味のある情報発信(業態がひと目でわかる、店の魅力と価値が伝わる)をしていることがポイントで、店の看板は重要である。リピート客には、口コミやSNSを活用した情報発信も有効である。また、客の心理に良好な影響を与える店内の雰囲気づくりとして、内装、照明がもたらす効果は大きいものがある。これらのことについて、具体的事例を交えながら説明がありました。

講義は大変解り易くよく理解できたと好評でした。



経営特別相談員研修会の様子

【生活衛生融資の活用について】

・公庫融資の活用と衛経融資の推薦事務

日本政策金融公庫岐阜支店長瀬瀬和人氏及び同店融資第二課長森貴裕氏から、生活衛生融資の説明を受けました。瀬瀬支店長からは、公庫の役割、取り組み、生衛融資の活用方法等についての説明がありました。森融資第二課長からは、衛経融資の借入申込にあたって、経営特別相談員が留意すべき点や審査の際のチェックポイント及び融資推薦書等の作成方法について詳細な説明がありました。経営特別相談員にとって、融資の審査ポイント、推薦調書の作成方法を学ぶことができ、有意義な研修となりました。

後継者育成支援事業を開催 ～体験学習の実施～

この事業は、生衛業界の経営者の高齢化や後継者難が叫ばれている中、若年者へ生衛業の魅力を伝え、理解を深め、もって次代を担う後継者育成に繋げていくことを目的に実施しています。今年度は、「興行映画」及び「理容業」を下記のとおり実施しました。

(興行(映画))

5月27日に生活衛生同業組合岐阜県映画協会の協力を得て、映画館シネックスマーゴ(関市倉知)で、関市立緑ヶ丘中学校生徒1年生206名を対象に、同校の「キャリア教育」の一環として行いました。



講師の話を熱心に聴講する生徒

内容は、最初に、「名探偵コナン ハロウィンの花嫁」という映画を鑑賞しました。映画鑑賞後、映画協会講師から、「映画館スタッフの仕事」「映画業界の職種」「映画入場料の分配の仕組み」「めずらしい映画館の紹介」などの講話がありました。最後に、チケット売り場・売店などのバックヤードの見学をしました。

参加した生徒からは、「映画作成には、いろんな人がかかわっていることがわかった」「映画関係の仕事に就く方法を知りたい」「映画業務のイメージが変わった」などの感想がありました。



売店のバックヤードの見学

(理容業)

理容業については、10月26日に関市立緑ヶ丘中学校、11月7日に関市立富野中学校において、岐阜県理容生活衛生同業組合の協力を得て、両校の「キャリア教育」の一環として、緑ヶ丘中学校2年生50名、富野中学校2年生15名の参加生徒を対象に体験学習を行いました。

詳細は、「組合だより」の理容組合の記事をご覧ください。

これらの体験学習を通じて、今後、多くの若者が生衛業に興味を持ち、この業界に新たに参加するなど、生衛業界がより活性化し発展するよう期待するものです。

Sマーク登録店について ～Sマークは、 「安全・安心・清潔」の目印です～

Sマークは、厚生労働大臣認可の標準営業約款制度に従って営業しているお店の表示です。

- 現在、理容、美容、クリーニング、麺類、一般飲食の5業種で実施しています。
- 登録を希望される方は、加入組合又は当指導センターにお問合せください。
- 特典として、Sマーク登録店は日本政策金融公庫の貸付利率が軽減されます。

当店は安心です

Sマークのある 理容・美容・クリーニング・めん類飲食・一般飲食店は、
Safety 安全であること **Sanitation** 清潔であること **Standard** 安心であること
3つのSを約束します。

11月、Sマーク標準営業約款普及登録促進月間です。

私たちはSマークのお店です。

主催：公益財団法人全国生活衛生営業指導センター・都道府県生活衛生営業指導センター

税務相談のご案内

当指導センターでは、生活衛生営業の皆様を対象に「**税に関する相談**」を開催しますので、お気軽にご利用ください。相談は無料で秘密は守られます。税務申告のほか消費税等に関する相談も行います。新型コロナウイルス感染予防のため、完全予約制です。希望される方は、ご予約ください。

○開催時間:午後1時~午後4時 ○相談員:各地区の担当税理士

税務相談日程表

地区	相談日(令和5年)	会場	電話番号	担当税理士
岐阜北	2月14日(火)	岐阜市千石町1-16 岐阜北税理士会館内 名古屋税理士会 岐阜北支部	058-263-2273	岡本 実穂
岐阜南	2月16日(木)	岐阜市東鶉1-3-2 岐阜県石油会館2階 名古屋税理士会 岐阜南支部	058-274-0658	山口 賢治
大垣	2月20日(月)	大垣市西長町1 大垣税理士会館内 名古屋税理士会 大垣支部	0584-74-6668	吉安 聡
関	2月20日(月)	関市一本木町71-1 名古屋税理士会 関支部	0575-24-6093	西田 憲幸
多治見	2月24日(金)	多治見市音羽町4-25 多治見税理士会館内 名古屋税理士会 多治見支部	0572-25-4444	竹山 時敏
中津川	2月17日(金)	中津川市かやの木町3-6 八百健ビル3階 今井正義税理士事務所	0573-65-5054	今井 泰斗
高山	2月20日(月)	高山市江名子町521番地8 小川純二税理士事務所	0577-32-3921	小川 純二

組合だより



理容組合

●理容体験学習授業の開催

岐阜県理容生活衛生同業組合では、県指導センター事業で案内のありました理容体験学習授業を、10月26日に関市立緑ヶ丘中学校及び11月7日に関市立富野中学校で行いました。

この授業は、「企業人の講話を聴いたり交流したりすることで、働く喜びや苦勞などを学ぶとともに、働くことの意義や社会人として必要なマナーを学ぶ」というねらいのもとに両校で行われているものです。多くの業種の中から理容業に興味・関心を持った生徒を対象に行いました。



講師による理容技術の披露：富野中学校

授業内容は、業界についての説明「理容・美容の違い」「理容の魅力」「理容の仕事」「専門学校(養成)国家資格免許」などについて講義を行いました。

次に、モデル(先生)やマネキン使って、ヘアカット・セットやコンテストスタイルなどの理容技術を披露しました。

生徒たちは、手際よく進めるプロの仕事の間近で見て、様変わりしていくヘアスタイルを食い入るように見つめていました。

また、鋏、櫛などの理容専用道具の取り扱い説明を行い、併せて「道具の大切さ、刃物の危険さ」などの説明を行いました。引き続き、生徒自らが、実際にヘアカット・セットなどの理容技術の体験をしました。

生徒は、専用道具の持ち方や使い方を学び、カッ



ヘアカットの実習：緑ヶ丘中学校

ト缺の切れ方の違いに驚きの声を上げていました。

最後に、生徒からは「理容業に大変興味をもった」「将来理容師になりたい」との感想があり、本当にうれしく思いました。当組合としては、本事業を今後とも率先して取り組んでいきたいと考えております。



旅館ホテル組合

●インボイス制度説明会の開催

岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合では、来年10月から開始される「インボイス制度」についての説明会を令和4年10月17日に、岐阜県郡上総合庁舎で開催しました。

当日は、郡上市内における当組合加入の旅館ホテルの担当者10名が聴講されました。

講師にお迎えした関税務署 統轄国税調査官 吉田康弘氏及び同税務署 上席国税調査官 山田奈々枝氏からは、インボイスとは「売り手が買い手に対して正確な適用税率や消費税額を伝えるための手段」と話されました。

今般の説明会では、特に、旅館ホテル向けとして「制度の概要」「売り手と買い手の留意点」「インボイス発行事業者の登録手続き」などについて説明・解説がありました。

当組合としては、今後、県内各地で説明会の開催を予定しており、説明会を通じて、組合員へのインボイス制度の理解を深めて参りたいと思っています。



インボイス制度の説明会の様子



クリーニング業組合

●収益力向上に向けての講習会開催

岐阜県クリーニング業生活衛生同業組合では、「収益力向上に向けたセミナー」を令和4年9月25日に、OKBふれあい会館で開催しました。

テーマは2つあり、1つ目のテーマは「新しくなったGoogleビジネスプロフィール」について、講師としてお迎えした「ぐる撮る」の船戸様から説明していただきました。内容は、昨年11月から「マイビジネス」から「ビジネスプロフィール」に名称が変更され、

今年7月からはアプリも変更され、機能と中身が大幅に変わったので利用に際しては、注意されたいとのことで、大変勉強になりました。

2つ目のテーマは「クリーニング総合研究所に持ち込まれる事故品の実態」について、クリーニング総合研究所所長小野様を講師にお迎えし説明を受けました。色々な事故品事例をもとにお話しをいただきました。スクリーン上に映し出された事故品箇所がわかりづらくその点が残念でしたが、総じて勉強になる点が多く有意義なお話でした。

なお、当日まで台風の影響が心配されましたが、18名の参加者があり、無事開催できたことに感謝します。



セミナーの様子



飲食組合

●飲食店における感染防止対策について

岐阜県飲食生活衛生同業組合では、これまでも、新型コロナウイルス感染症に対して、「感染防止ガイドライン」などに基づく感染防止対策の励行を組合員店に周知・徹底してきたところです。

当然ながら、人が集まり食事をする飲食店では、これまで以上に感染防止対策が求められています。

このため、更なる感染防止対策として、新型コロナウイルス感染症の主要感染経路であるエアロゾル感染を防ぐことを目的として、岐阜県の補助金である「岐阜県飲食店換気対策支援補助金」を活用し、換気設備を整え感染防止に努めるよう組合員店を対象に情報提供(補助金申請書類の作成のお手伝いなど)をしました。

当組合としては、多くの組合員店がこの補助金を活用して、店内での効果的な換気を行い、更なる感染防止対策の徹底を図ることで、お客様に安心して利用していただける飲食店となるよう望むものであります。



喫茶飲食組合

●詐欺防止講習会の開催

岐阜県喫茶飲食生活衛生同業組合では、岐阜県警察本部(生活安全総務課、岐阜中署)と共催で、社

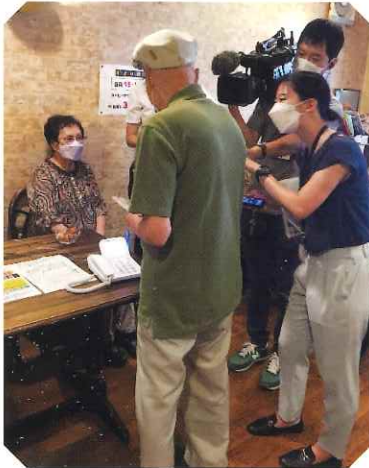
会問題化している高齢者への二セ電話詐欺被害を防ぐための講習会を令和4年9月15日、当組合員の営業店舗で開催しました。

当日は高齢者約20人の参加がありました。参加者は、警察署員からの寸劇を交えながらの最近の「二セ電話による詐欺事例」の説明を受け、実際に防犯機能付き電話機の体験をするなど、二セ電話詐欺被害の防止策を学びました。

この様子については、テレビで放映され、新聞にも掲載されました。講習会終了後、参加者及び組合員で

「詐欺防止」の注意喚起シールを除菌ウェットティッシュに貼付する作業を行いました。

当組合としては、これを配布用の啓発資料として活用し、高齢者が詐欺に遭わないための啓発活動の一環として取り組むなど、社会貢献活動に努めて参ります。



詐欺防止講習会の様子

**あの日が目に浮かぶ
音楽がある**

著作権をまもることは、未来に音楽をつないでいくこと
記憶に残るメロディや歌詞、心をふるわす音楽に出会った喜び。
音楽とその想いが未来へずっとつながるように。
私たちJASRACは、著作権をまもり、音楽を紡ぎ出す作曲家・作詞家などの
創作活動をこれからもしっかりと支えています。

JASRAC

一般社団法人 日本音楽著作権協会 中部支部
〒430-0003 名古屋市中村区名駅南1-24-30 名古屋三井ビル本館 13F
TEL:052(583)7590 FAX:052(583)7594
<https://www.jasrac.or.jp/>

県生活衛生課からのお知らせ

HACCPに沿った衛生管理を始めてますか？

原則、法律で**全ての食品等事業者**に実施が**義務付け**られています。

あなたの施設に必要な衛生管理は？

START !

食品の取扱いに従事する者の数が 50人未満の事業場である

Yes

No

包装入り食品の貯蔵・運搬・販売のみを行う営業である

Yes

No

製造・加工した食品を隣接した店舗で販売する、又は食品を分割して包装したものを販売する。

Yes

No

飲食店営業、喫茶店営業、短期消費のパン製造、そうざい製造、自動販売機、給食施設に該当する。

Yes

No

あなたが取り組むのは・・・

◎ **HACCPの考え方を
取り入れた衛生管理**

取扱食品や業態に応じて該当する「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書（厚生労働省Webサイトに掲載）」を参考に「衛生管理計画」を作成しましょう！

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html

厚生労働省 手引書

検索



あなたが取り組むのは・・・

◎ **HACCPに基づく衛生管理**

HACCPの7原則に基づく衛生管理が必要となります。

税務署からのお知らせ

事業者の
皆様へ

知っていますか?消費税のインボイス制度!

令和5年10月から消費税のインボイス制度が始まります!
令和5年10月からインボイスを交付するためには、原則として令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

〈登録を予定されている事業者の方へ〉

インボイス制度は、売手と買手、双方の立場での準備が必要となります。その準備を進めるためにも、お早目にインボイス発行事業者の登録申請をご検討ください。

〈登録を検討されていない又は悩んでいる事業者の方へ〉

以下の「インボイス制度特設サイト」及び税務署等が開催する説明会等で、インボイス制度の内容をご理解いただき、インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかご検討ください。

※登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。



インボイス制度特設サイト

「制度の概要」ページには制度を解説したパンフレットや免税事業者の方向けのリーフレットも掲載しております。



岐阜労働局からのお知らせ

岐阜県最低賃金が改正されました

30円
UP

時間額

910円

改正発効日 令和4年10月1日

岐阜県最低賃金は、年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、県内で働くすべての労働者に適用されます。使用者も、労働者も、1時間当たりの賃金額が最低賃金額以上となっているかどうか、必ず確認しましょう。

- 最低賃金に関する特設サイト
<https://pc.saiteichingin.info/>

- お問い合わせ
岐阜労働局賃金室(058-245-8104)
または所轄の労働基準監督署まで



働くを守る。
暮らしを守る。

労働保険



労働者を一人でも雇ったら必ず手続

厚生労働省

事業主のみなさまへ 労働保険の手続きはお済みですか
仕事や通勤中の負傷、疾病から守る「労災保険」
労働者の休業や失業生活から守る「雇用保険」
労働保険は、その二つの総称です。
正社員、パート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇っていたら、労働保険の成立手続きを行う義務があります。

- お問い合わせ
岐阜労働局労働保険徴収室(058-245-8115)
または最寄りの労働基準監督署、ハローワークまでご相談ください。

「業務改善助成金」が拡充されました!

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引き上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取り組みを支援するための「業務改善助成金」制度が拡充されました。詳しくは、QRコードからご確認ください。



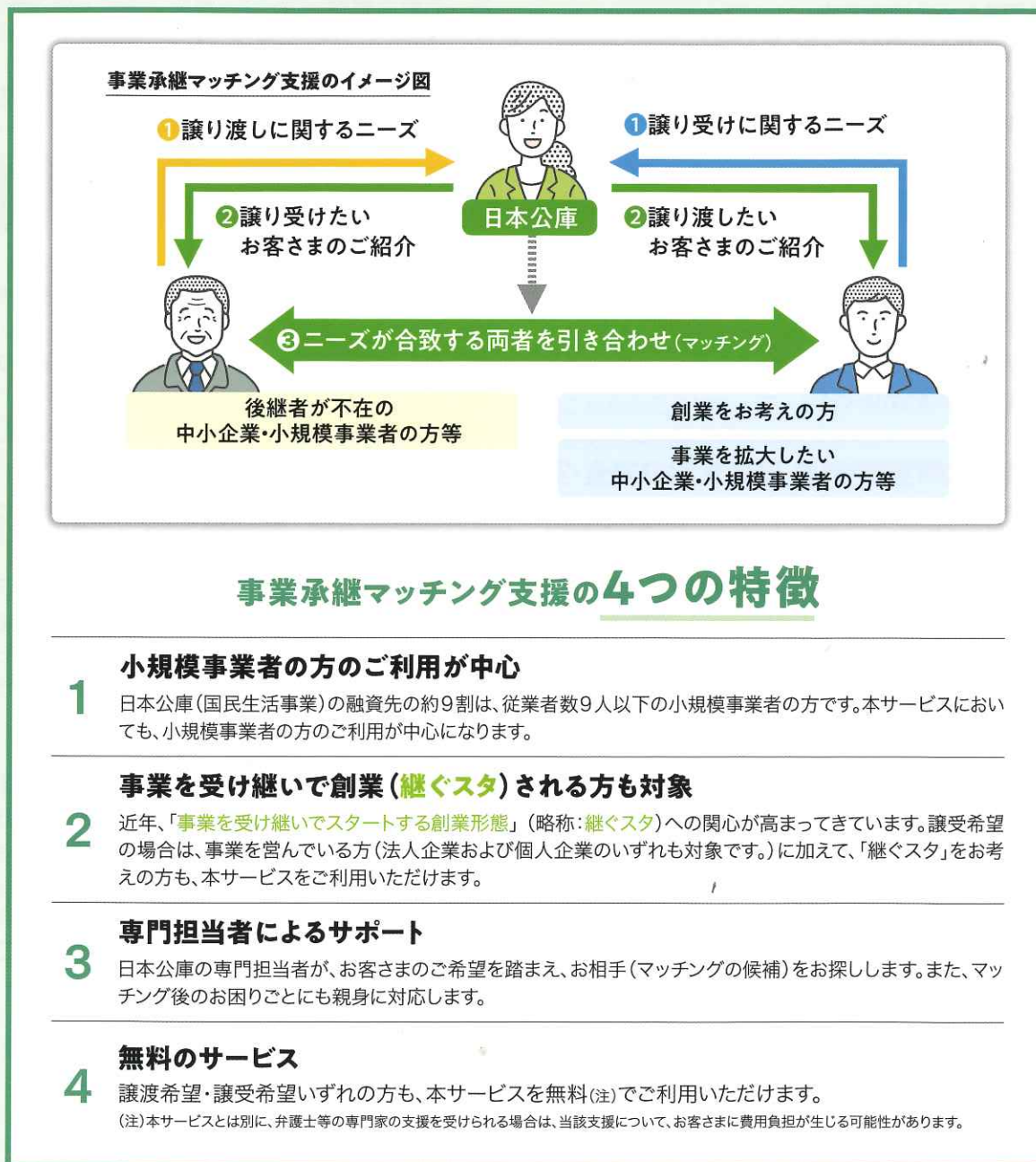
日本政策金融公庫からのお知らせ



「事業を譲り渡したい」、「事業を譲り受けたい」とお考えの皆さまへ

事業承継マッチング支援のご案内

後継者がいないことなどを理由に **事業を譲り渡したい** とお考えの方と、創業や事業拡大等に向けて **事業を譲り受けたい** とお考えの方をつなぐ、マッチングサービスです。



事業承継マッチング支援の4つの特徴

- 1 小規模事業者の方のご利用が中心**

日本公庫(国民生活事業)の融資先の約9割は、従業者数9人以下の小規模事業者の方です。本サービスにおいても、小規模事業者の方のご利用が中心になります。
- 2 事業を受け継いで創業(継ぐスタ)される方も対象**

近年、「事業を受け継いでスタートする創業形態」(略称:継ぐスタ)への関心が高まってきています。譲受希望の場合は、事業を営んでいる方(法人企業および個人企業のいずれも対象です。)に加えて、「継ぐスタ」をお考えの方も、本サービスをご利用いただけます。
- 3 専門担当者によるサポート**

日本公庫の専門担当者が、お客さまのご希望を踏まえ、お相手(マッチングの候補)をお探しします。また、マッチング後のお困りごとにも親身に対応します。
- 4 無料のサービス**

譲渡希望・譲受希望いずれの方も、本サービスを無料(注)でご利用いただけます。

(注)本サービスとは別に、弁護士等の専門家の支援を受けられる場合は、当該支援について、お客さまに費用負担が生じる可能性があります。

詳しくは、日本公庫の「事業承継マッチング支援」ページをご覧ください。



生活衛生同業組合活動推進月間について

全国生活衛生同業組合中央会、全国生活衛生同業組合連合会及び各県生活衛生同業組合では、毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、関係機関や関係団体の連携により、生活衛生同業組合の周知広報や、組合への加入促進等活性化のための取組みを重点的に展開しています。本年も各生活衛生同業組合が県生活衛生営業指導センターと連携して組織活性化事業を積極的に展開しています。

生衛法と生活衛生営業について

- 「生衛法」とは、生活衛生営業の振興・発展を支援するとともに消費者の利益を擁護して公衆衛生の向上を図るための法律です。
 - 各生活衛生同業組合や各県生活衛生営業指導センターは、生衛法に基づき設立されています。
 - 生活衛生営業は、超高齢社会の到来の中で、地域密着産業として地域への貢献が求められています。
- ※「生衛法」：「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(昭和32年法律第164号)の略称

生活衛生同業組合について

- 生活衛生営業では、生衛法に基づき、業種ごとに生活衛生同業組合が組織されています。
- ※岐阜県には、県知事から設立認可を受けた14の組合があり、厚生労働省と岐阜県の指導監督のもとに運営され、国や県から業界を代表する団体として公式に認められています。
- 生活衛生同業組合は、組合員の衛生水準の向上と経営の健全化を図ることで、お客様を守る営業者の自主的な活動団体です。

生活衛生同業組合は、国民生活の安全・安心で豊かな暮らしを守る活動をしています。

※生活衛生同業組合は、業界や地域の発展を第一に活動し、安全安心で豊かな国民生活の実現を目指しています。

地域の高齢者にどのようにサービスを提供していくかなど、将来ビジョンを考え、各種取り組みを行っています。



地域の暮らしを守るため、生衛業の将来の後継者を育成する活動を続けています。



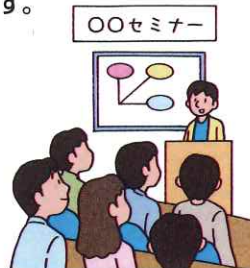
組合を窓口とした日本政策金融公庫の低金利・長期返済の融資により経営の安定を支援しています。



組合のネットワークで行政の最新情報を迅速にお知らせします。



衛生管理講習会や技術講習会、各種セミナーを開催しています。



行政と災害時の協定を結び、地域の非常事態を支援する活動を行っています。



生活衛生同業組合への加入について

○生活衛生同業組合は、お店の繁栄を図るために、いろいろな面でお役に立ちます。

○岐阜県には、次の14の業種組合があります。どなたでも加入できます。お気軽にご相談ください。

組 合 名	郵便番号	所 在 地	電話番号 FAX番号	理事長
 岐阜県美容業生活衛生同業組合	500-8305	岐阜市沖ノ橋町3-3 岐阜県美容会館	058-254-0861 058-254-1377	山口 雅生
 岐阜県理容生活衛生同業組合	500-8171	岐阜市高森町1-17 岐阜県理容会館	058-264-2595 058-263-5360	滋野 昭和
 岐阜県公衆浴場業生活衛生同業組合	500-8314	岐阜市鍵屋西町1-75 岐浴会館	058-252-1457 058-252-1457	野原 伸之
 生活衛生同業組合岐阜県映画協会	500-8876	岐阜市日ノ出町1-20 ロイヤル劇場ビル4F	058-264-0161 058-266-5048	大塚 聖司
 岐阜県クリーニング業生活衛生同業組合	500-8289	岐阜市須賀4-8-4 岐阜県クリーニング会館	058-273-7727 058-273-7727	箕浦 賢治
 岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合	500-8302	岐阜市本郷町2丁目17番地4 ダイナビル3階西	058-216-2091 058-216-2093	山岡 利安
 岐阜県中華飲食業生活衛生同業組合	500-8113	岐阜市金園町4-20	058-214-7664 058-240-5792	黒田 優
 岐阜県喫茶飲食生活衛生同業組合	500-8113	岐阜市金園町4-20	058-247-2815 058-247-2815	小島 幸彦
 岐阜県飲食生活衛生同業組合	500-8113	岐阜市金園町4-20	058-240-5619 058-240-5792	高橋 重夫
 岐阜県料理生活衛生同業組合	500-8302	岐阜市本郷町2丁目17番地4 ダイナビル3階西	058-216-2091 058-216-2093	平井 良樹
 岐阜県社交飲食業生活衛生同業組合	500-8302	岐阜市本郷町2丁目17番地4 ダイナビル3階西	058-216-2091 058-216-2093	森田 淳子
 岐阜県食肉生活衛生同業組合	500-8266	岐阜市境川5-148	058-273-6011 058-274-8248	松岡 謙
 岐阜県鮭商生活衛生同業組合	509-7205	恵那市長島町中野40-1 「美濃照寿庵」内	0573-25-1888 0573-25-1889	林 照男
 岐阜県食鳥肉販売業生活衛生同業組合	501-2105	山県市高富井ノ表227-4 岐阜アグリフーズ(株)内	0581-27-3766 0581-22-1536	荒井 幹広

生活衛生関係営業のお役立ち情報スマホアプリ

せいえい NAVI



「せいえいNAVI」は、お使いのスマートフォンやタブレットで、生活衛生関係営業者にとって有益な各種情報を入手検索・受取りできる、簡単で便利なモバイルアプリです。

生活衛生関係営業に関する情報を検索、経営に関する先進的な事例の検索や参照、自店の経営診断などを行うことができます。

無料!

アプリをインストールしましょう
(QRコードからダウンロード)

対応機種/スマートフォン、タブレット OS/iOS(ver.13以上)、Android
インストールはAppストアまたはGoogleplayストアからアプリをダウンロードします。
※本アプリは無料です。またアプリの利用で個人情報を取得することはありません。



iPhone 版



Android 版

組合加入者に限られた有利な融資制度のご案内

店舗の新築や増改築、設備の更新など、又は経営改善のための資金が必要な場合、生活衛生同業組合の加入者向けに次のような有利な融資制度があります。是非ご利用ください。

参考 最近5カ年の借入申込額は ●設備資金30万円～5,000万円 ●運転資金30万円～2,000万円 となっています。(当センター扱い分)

組合加入者限定融資

振興事業貸付

- 借入対象 設備資金・運転資金
- 借入限度額 設備：1億5,000万円以内～7億2,000万円以内
運転：5,700万円以内
- 返済期間 設備：20年以内 (うち据置2年以内)
運転：7年以内 (うち据置2年以内)
- 利率(年利) 設備：0.30%～
運転：0.75%～
- 担保等 担保等必要

相談先 各生活衛生同業組合又は
県生活衛生営業指導センターまで

生活衛生改善貸付

無担保・無保証で利用できます

- 借入対象 設備資金・運転資金
- 借入限度額 設備、運転あわせて2,000万円以内
- 返済期間 設備：10年以内 (うち据置2年以内)
運転：7年以内 (うち据置1年以内)
- 利率(年利) 設備資金、運転資金ともに1.15%
(返済期間にかかわらず利率は一定)
- 担保等 担保・保証人等 **不要**

相談先 各生活衛生同業組合又は
県生活衛生営業指導センターまで

組合未加入者向け融資

一般貸付

- 借入対象 設備資金のみ
(500万円を超える場合、県の推薦書が必要)
- 借入限度額 設備：7,200万円以内～4億8,000万円以内
- 返済期間 設備：13年以内 (うち据置1年以内)
- 利率(年利) 設備：1.05%～
運転：貸付制度はありません
- 担保等 担保等必要

相談先 県生活衛生営業指導センターまで

融資資金のお問合せは次の窓口へどうぞ

- 岐阜県生活衛生営業指導センター (TEL：058-216-3670)
- 各生活衛生同業組合 (P.11の名簿参照)
- 日本政策金融公庫 岐阜支店 (TEL：058-263-2136) 多治見支店 (TEL：0572-22-6341)



(注) ●利率は、令和4年11月1日現在のものです。 ●返済期間、借入対象、担保・保証人の有無等によって利率は変わります。
●借入限度額は、業種によって異なります。
●新型コロナウイルス関連の融資については、日本政策金融公庫ホームページ <https://www.jfc.go.jp/> をご覧ください。

公益財団法人 岐阜県生活衛生営業指導センター

〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12 県シンクタンク庁舎3F
TEL 058-216-3670 FAX 058-274-8011 URL <https://www.seiei.or.jp/gifu/>



この冊子は岐阜県の補助金を受けて作成しています。